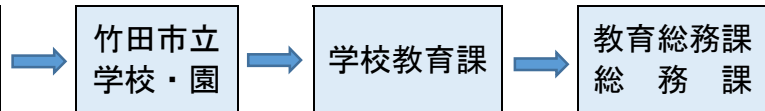


竹田市立学校の幼児児童生徒・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

令和2年5月11日
竹田市教育委員会

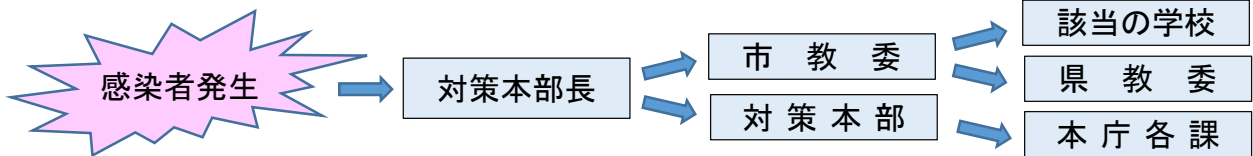
幼児、児童、生徒又は教職員自身
もしくは同居家族が以下に該当

- ① 高熱、倦怠感、呼吸器症状等の体調不良。4日以上風症状が続く。
- ② 陽性患者の濃厚接触者として保健所から連絡を受けた。
- ③ PCR検査を受けることになった。



「新型コロナウイルス関連所属長聴取表」により報告
学校長は当該者に2週間の自宅待機を命じる。

- ・ 生徒：出席停止 教職員：その他の休暇
- ・ 教職員の同居家族の場合、年次有給休暇又はその他の休暇



発生した学校の対応

- 臨時休業の決定（当面、発生日の翌日から土日・休日を含む*3日間）*3日間は県の指針による
 - ・ 当該生徒又は教職員の情報整理、感染経路の確認及び校内消毒で最低3日間は必要と考えられる。状況により市教委と協議の上、延長
 - ・ 当該生徒又は教職員の状況により、当該校のほか、関係する周辺の学校も臨時休業が必要な場合もある。
 - ※ 放課後児童クラブ等を利用する児童の場合、利用所を確認する。
- 全教職員への情報共有
 - ・ 関係職員（管理職、学年主任、学級担任、部活動顧問等）以外は基本自宅待機（年休又はその他の休暇）。出勤は関係職員で対応
 - ※ 関係職員は当該生徒又は教職員の行動歴等の確認を行う。
- 生徒下校指示
 - ・ 感染者が発生したことのみを知らせ、詳細は後ほど学校から連絡があることを伝える。
PCR検査結果が生徒の下校後に判明した場合は、翌日の自宅待機を指示
- 家庭へ連絡
 - ・ 連絡のタイミング、内容は市教委から指示あり
- 当該生徒・職員の出席（出勤）状況について情報収集・整理
 - ・ 必要となる情報については「聴取表」を使用し、その情報を学校教育へ報告。必要に応じて保健所へ情報提供
- 濃厚接触者・経過観察者の健康状態について報告
 - ・ 濃厚接触者・経過観察者と特定された者については、保健所の指示により健康状態を報告（感染者が最後に登校した日から2週間）
 - ※ 濃厚接触者・経過観察者については保健所が判断

消毒について

- 教育総務課が管轄の保健所と消毒について協議し、学校へ連絡する。

市教委との連携（生徒の場合）

- 市教委職員が*リエゾンとして出向き、連絡・調整を行う。 → 学校教育課・教育総務課
 - *リエゾンは非常変災時等の情報連絡員のことで、当該校の状況把握、要望や課題のヒアリング、学校・家庭・地域における問題確認等を行う。
- 健康・学校環境衛生等に関すること → 教育総務課
- いじめ対応や偏見、差別に関すること → 学校教育課（人権担当）
 - * 当該生徒又は教職員の学校復帰は医師の判断を基準とする。当該生徒又は教職員は、医師から学校復帰可の判断を受けた旨を校長へ連絡をする。校長は以上を支持しておく。